

入札参加資格審査申請書（随時受付）提出要領【物品の製造・販売及び役務の提供等】

令和2・3年度において、幸田町が行う物件の製造等の契約に参加を希望される方は、次により申請書類を提出してください。

1 申請に必要な資格

- (1) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けている者
- (2) 令和2年1月6日の直前2年のそれぞれの事業年度において、製造又は販売高等のある者
- (3) 税を完納している者
- (4) 申請書及びその添付書類に虚偽の事項の記載のない者
- (5) 「幸田町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成19年10月4日付けで岡崎警察署長と幸田町長が締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 小規模修繕（契約金額20万円以下）は、幸田町に主たる事業所（本社）を有する法人及び個人

2 受付期間等

受付期間	令和2年4月1日から令和4年1月31日まで（土曜・日曜・祝日を除く。）
受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）
受付場所	幸田町役場 総務部 財政課 管財グループ（庁舎3階） 電話 0564-63-5131

3 入札参加資格審査申請書（指定様式）

1	入札参加資格審査申請書（必須）	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住所」欄は、法人にあっては、登記簿上の住所を、個人にあっては現に営業している住所を記入すること。 2 「商号又は名称」欄は、申請者（本店）名を記入し、代表者印を押印のこと。（代表者印は印鑑登録した印を使用すること。） 3 「契約を締結する営業所」欄は、本店（本社）から直接申請する場合も記入すること。なお、「同上」の記載でも可
2	営業内容書（必須）	<ol style="list-style-type: none"> 1 「営業種目」欄は、「営業種目一覧表」の番号を、取扱種目名・主な取扱メーカー名等には具体的な内容を記入すること。 2 「営業年数」欄のうち、営業年数は令和2年1月6日（以下「審査基準日」という。）の前日における年数を記入すること。 3 「職員数」欄は、審査基準日の人数を記入すること。 4 「営業成績」欄は、審査基準日の直前の決算額（2年分）を記入すること。 5 「自己資本額」欄は、審査基準日の直前の決算における額で、払込資本金とは、法人にあっては払込み済の額を、個人にあっては次期繰越純資本金（元入金）を記入すること。また、積立金とは、法定準備金と任意積立金との合計額を記入すること。 6 「設備概要」欄は、物品の製造を行う事業所のみ記入すること。 7 「主たる販売先」欄は、主な取引先を記入すること。 <p>※ 会社全体（本店、支店等を含めたもの）について記入して下さい。</p>
3	委任状	<p>【契約権限等を委任する場合のみ】</p> <p>委任期間は、申請日から令和4年3月31日までとする。</p>
4	入札参加資格審査申請書受付証	<p>【受付証の必要な方のみ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 窓口申請の方は、提出業者名を記入し、A5サイズに切り取り提出してください。 2 郵送等申請の方は、A5サイズの受付証と返信用の封書（切手貼付、送付先記載）を送付してください。

4 添付書類（全て写しで可）

1	欠格要件審査書類（必須）	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人の場合：履歴事項全部証明書 2 個人事業主の場合：次の①と②両方の証明書 <ol style="list-style-type: none"> ① 代表者の身元証明書又は身分証明書 ② 登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人又は被補助人を受けていないこと。）
2	納税証明書（必須）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区市町村民税・固定資産税のみで可（国税及び県税は不要） ・ 過去全てについて未納無しの証明書。ただし、過去全てについて未納無しの証明が発行されない区市町村の場合は、その過去2年分の納税証明でも可 ・ 契約締結を支店、営業所等に委任している場合は、支店等のみでも可
3	資格、許可等を証明した書面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の規定により資格、許可等が必要とされる業種は必ず添付すること。 ・ 個人情報及び特定個人情報を取扱う業種は、ISO27001（ISMS）認証取得・プライバシーマーク認定取得企業を証明する書面を添付すること。

5 その他

- ・ 添付書類は、複写機等による写しでもよい。ただし、公的機関が発行する謄本及び証明書等は申請の日から3箇月以内に発行のもの
- ・ 登記されていないことの証明書は、名古屋法務局の窓口で取得するか東京法務局へ郵送にて取得できます。成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことの証明を選択してください。

書類全部をホッチキスで留めないでください！